

琵琶湖森林づくり条例（改正）の概要

前文

- すべての県民が森林づくりに主体的に参画し、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し制定。**【追加】森、川、里、湖のつながりにおいて一体となった生態系、自然界の循環等に育まれた** **【追加】地球温暖化の防止** **【追加】持続可能な社会の構築に寄与**

目的

(第1条)

- 森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

基本理念

(第3条)

- 多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち地域の特性に応じた森林づくり
- 県民の主体的な参画による森林づくり
- 森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担と協働による森林づくり
- **【追加】農山村の活性化のための取組と一体的に推進する森林づくり**
- 県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり
- 森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり

責務等

(第4条～第8条)

- 県 ①基本的かつ総合的な施策の策定・実施 ②市町・国との連携 ③琵琶湖下流域の人々の協力を得られるよう努力
- 森林所有者 ①所有森林の多面的機能が発揮されるような森林づくり ②県が行う施策への協力
- 森林組合 ①森林づくりと森林資源の有効な利用促進への積極的取組み ②県が行う施策への協力
- 県民 ①森林づくりに関する活動への積極的参加 ②県が行う施策への協力
- 事業者 ①森林の多面的機能の確保への配慮 ②県が行う施策への協力

森林づくりに関する基本的施策

① 基本計画の策定 (第9条)

■ 基本計画

- ・ 森林づくりに関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画の策定

② 環境に配慮した森林づくりの推進 (第10条～第12条)

■ 環境に配慮した森林施業等の推進

- ・ 環境に配慮した森林施業を計画的に推進
- ・ 総合的かつ計画的な間伐対策の推進
- ・ **【追加】森林の適切な更新のための必要な措置**
- ・ **【追加】倒木による被害を防止し、または軽減するための必要な措置**
- ・ 森林の境界明確化のための必要な措置
- ・ 共同施業等による適切な森林の施業を行うための措置
- ・ 鳥獣対策の推進

■ 樹齢が特に高い樹木のある森林の保全

■ 水源のかん養機能の維持・増進

③ 県民の協働による森林づくりの推進 (第13条～第17条)

■ 県民の主体的な参画の促進等

- ・ 情報提供による森林の多面的機能に対する理解の促進、森林づくりに関する活動に対する支援

■ 里山の保全の推進

- ・ 所有者および里山を整備・利用する県民等との協働による里山保全活動に対する支援

■ 流域における森林づくりに関する組織の整備の促進

- ・ **【改正】森林づくりを適切に推進するための県や市町等で構成される組織の整備**

■ びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間

- ・ 県民等の森林づくりへの関心を深め、参加の促進
- ・ びわ湖水源のもりの日(10/1)および、びわ湖水源のもりづくり月間(10月)の設定
- ・ もりの日等におけるふさわしい事業の実施

■ **【追加】農山村の活性化**

- ・ **地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の促進等の推進**

④ 森林資源の循環利用の促進 (第18条,第19条)

■ 県産材の利用の促進

- ・ **【改正】県は自ら率先して県産材の利用に努め、県産材に対する情報提供、知識の普及、住宅、公共建築物等への利用を推進**
- ・ **【改正】県産材の生産、加工・流通の合理化および高度化等、適切な供給の確保**
- ・ **【追加】県産材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育を推進**
- ・ **【追加】市町が実施する県産材利用の促進施策への支援**

■ 森林資源の有効な利用の促進

- ・ 有効な利用に関する調査研究、技術開発に対する支援等

⑤ 次代の森林を支える人づくりの推進 (第20条～第22条)

■ 森林所有者の意欲の高揚等

- ・ 情報提供、技術指導等
- ・ 林業労働力の確保

■ 森林組合の活性化

- ・ 組織体制充実、人材育成その他の取組み支援

■ 森林環境学習の促進

- ・ 森林体験活動の場の提供、情報提供

⑥ 財政上の措置等 (第23条～第25条)